

生徒会会則

第1章 総則

第1条（名称）本会は、札幌市立清田中学校生徒会と称する。
第2条（会員）本会の会員は、札幌市立清田中学校生徒全員とする。
第3条（目的）本会は、会員の自主的精神に基づく自治活動により、学校生活の向上をはかるとともに、民主的な社会人となるための生活態度を会得することを目的とする。
第4条（活動）本会は、第3条の目的達成のために次の活動を行う。 （1）委員会活動や局活動を通じた文化・厚生・体育的活動等の推進。 （2）その他、本会の目的を達成するために必要な事柄。
第5条（学校長・顧問教師）本会則は、学校長から認められた権限にもとづく規定である。 （1）議決事項には、学校長の承認を必要とする。 （2）本会の各会議の開催には、顧問教師の許可を必要とする。

第2章 役員

第6条（役員）本会の役員は、次の任にあたる会員で構成される。 （1）事務局（会長、副会長、書記、会計） （2）全校議長団（議長、副議長） （3）専門委員長 （4）局長
第7条（選出方法）役員を選出方法は、次のとおりとする。 （1）事務局、全校議長団、専門委員長は、立候補者の中から全会員の投票によって選出される。局長は、局員の中から互選される。 （2）事務局のうち、定数2名の役職については、異なる学年からそれぞれ1名選出する。 （3）再任は妨げないが、他の役員、代表協議会議員、学級議長又は委員との兼任はできない。 （4）役員選挙細則は別に定める。
第8条（任期）役員任期は、10月から翌年9月までの1ヶ年とする。

第3章 生徒総会

第9条（地位と開会）生徒総会は、全会員をもって構成する本会の最高議決機関で、年に1回以上開催するものとする。代表協議会が必要と認めたとき、会員の3分の1以上の要求があったとき、又は事務局会長が必要と認めたときには、臨時にこれを開催することができる。
第10条（進行）生徒総会の議長及び副議長は、全校議長団がこれにあたる。
第11条（機能）生徒総会は、次の機能をもつ。 （1）本会則の改正 （2）年間運営・業務計画の決定 （3）予算の審議と承認、決算の報告と承認 （4）その他必要と認める事項の審議と承認
第12条（定足数）生徒総会は、会員の3分の2以上の出席により成立する。
第13条（議決）生徒総会の議事は、本会則に特別の定めのある場合を除いては、出席会員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第4章 事務局

第14条（事務局）事務局は、会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名から構成される。
第15条（任務）事務局の任務は、次のとおりとする。 （1）会長は、本会を代表し、その総務にあたる。 （2）副会長は、本会の運営の事務を行う。また、会長を補佐し、会長に事故があったときはその代理をする。 （3）書記は、本会の業務の事務を行い、会議の記録を作成する。また、生徒会活動の各種の記録を作成し、保管する。

(4) 会計は、本会の会計の事務を行い、予算の編成ならびに決算の報告を行う。

第5章 全校議長団

第16条（全校議長団）全校議長団は、議長、副議長各1名から構成される。

第17条（任務）全校議長団の任務は、次のとおりとする。

- (1) 中立公平な立場で、生徒総会及び代表協議会の進行を行い、その議事内容を全会員に報告する。
- (2) 議長会を開催し、学級会の進行に対して啓蒙及び必要な指導を行う。

第6章 代表協議会

第18条（地位と開会）代表協議会は、生徒総会に次ぐ議決機関であり、定期的を開催するものとする。事務局が必要と認めたとき、又は代表協議会議員の3分の1以上の要求があったときには、臨時にこれを開催することができる。

第19条（構成）代表協議会は、役員及び代表協議会議員で構成される。代表協議会議員は、各学級から2名選出された学級代表がその任にあたる。

第20条（進行）代表協議会の議長及び副議長は、全校議長団がこれにあたる。

第21条（機能）代表協議会は、次の機能をもつ。

- (1) 事務局、全校議長団、各委員会、各局、各学級及び各部等から提出された事項の審議と決定
- (2) 急を要する事項の生徒総会に代わる決議
- (3) 細則の制定及び改廃の決定
- (4) 特別委員会の設置の決定

第22条（任期）学級代表の任期は、前期4月から10月まで、後期10月から翌年3月までの2期制とする。

第23条（代理）代表協議会において、代表協議会議員が欠席のときは、代理が出席する。ただし、代理は学級から選出されなければならない。

第24条（発言権・表決権）代表協議会では、役員は発言権を有するが表決権は有せず、代表協議会議員はその両方を有する。

第25条（公開）代表協議会は、公開とする。

第26条（議決）代表協議会の議事は、本会則に特別の定めのある場合を除いては、出席会員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第27条（決定事項の報告）代表協議会の決定事項は、全会員に報告しなければならない。

第7章 議長会

第28条（構成）議長会は、全校議長団及び各学級から1名選出された学級議長で構成される。

第29条（機能）議長会では、学級議長が学級会を進める上で必要な研修及び交流を行う。

第30条（任期）学級議長の任期は、前期4月から10月まで、後期10月から翌年3月までの2期制とする。

第8章 委員会・局

第31条（委員会・局）本会は、次の委員会及び局をおく。

- (1) 専門委員会（文化・生活・保体・情報）
- (2) 局（放送・図書）
- (3) 選挙管理委員会
- (4) 特別委員会

第32条（専門委員・局員）専門委員会は、専門委員長及び各学級から選出された専門委員で、局は、局長を含む、希望者の中から選出された局員で構成される。

第33条（任期）専門委員の任期は、前期4月から10月まで、後期10月から翌年3月までの2期制、局員の任期は、4月から翌年3月までの1ヶ年とする。

第34条（任務）専門委員会及び局は、第3条の目的達成に向け、第4条における活動を念頭に、その任にあたる。

第35条（選挙管理委員会）選挙管理委員会は、各学級から1名選出された選挙管理委員で構成され、役員選挙に関する仕事を行う。委員長は、委員の中から互選される。

第36条（特別委員会）本会の活動上必要なときには、臨時に一定期間、特別委員会をおくことができる。その設置は代表協議会で決定する。委員長は、委員の中から互選される。

第9章 会計

第37条（会費）本会の経費は、会費その他をもってこれにあてる。会員は、会費として毎月一定の額を納めなければならない。

第38条（会計年度）本会の会計年度は、4月から翌年3月までとする。

第10章 附則

第39条（改正）本会則の改正には、代表協議会の審議を経て総議員の3分の2以上の賛成をもってこれを発議し、生徒総会における出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第40条（細則）本会則の施行にあたって、必要のあるときは細則を定めることができる。その制定及び改廃は、代表協議会における出席議員の過半数の賛成をもって決定する。

第41条（施行期日）本会則は、昭和57年2月13日改正し、昭和57年2月14日から施行する。

- ・平成19年5月18日一部改正。平成19年5月19日施行。
- ・平成24年5月17日一部改正。平成24年5月18日施行。
- ・平成29年5月17日一部改正。平成29年5月18日施行。
- ・令和3年10月1日全部改正。令和4年4月1日施行。

役員選挙細則

第1章 選挙管理委員会

第1条（任務）選挙管理委員会の任務は、次のとおりとする。

- （1）役員選挙の公示
- （2）投票要領の決定と連絡
- （3）選挙運動の指針づくり
- （4）立会演説会の開催
- （5）開票と結果の報告
- （6）その他の役員選挙に関すること

第2条（任期）選挙管理委員の任期は、7月から10月までの役員選挙に関わる活動時期とする。補欠選挙が行われる際にも、その任にあたる。

第3条（立場）

- （1）選挙管理委員は、他の委員及び局員との兼任を認める。
- （2）選挙管理委員が立候補するときは、その職を辞さなければならない。
- （3）選挙管理委員は、選挙権を有するが、一切の選挙運動に参加することなく公平な立場を保つ。

第2章 選挙

第4条（選挙権）役員選挙において、全会員は、選挙権を有する。

第5条（立候補）役員選挙において、全会員は、1つの役員（局長を除く）に立候補することができる。立候補者は、応援責任者1名とともに選挙管理委員会に届け出なければならない。

第6条（選挙運動）

- （1）選挙管理委員会が認めた者は、選挙運動を行うことができる。
- （2）選挙運動の指針については、選挙管理委員会が提示する。

第7条（投票）

- （1）立候補者数が、定数と同じ場合は信任投票を行い、定数より多い場合は決選投票を行う。
- （2）投票の要領については、選挙管理委員会が提示する。

第8条（開票）開票は、教職員を立会人とする。

第9条（当選）信任投票の場合、全会員の過半数の支持により当選とする。決選投票の場合、得票数の最も多い者を当選とする。

第10条（補欠選挙）役員（局長を除く）に欠員が生じたときには、14日以内に告示して選挙を行う。また、長期休暇前14日以内に欠員が生じたときには、新学期14日以内に告示して選挙を行う。

第11条（無効投票）次のような投票は、無効となる。

- （1）役員選挙細則に反したもの。
- （2）判定困難なもの。
- （3）選挙管理委員会の指示に反したもの。

第3章 附則

第12条（施行期日）本細則は、昭和59年11月7日から施行する。

- ・平成7年2月25日一部改正。平成7年4月1日施行。
- ・令和3年10月1日一部改正。令和4年4月1日施行。